

表 7.1-1 鳥取県知事の意見に対する事業者の見解

No.	鳥取県知事意見	事業者の見解	方法書における具体的な反映
1	<p>1 総括的事項</p> <p>(1)配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載すること。</p>	<p>配慮書作成段階、方法書作成時点で得られた情報を元に可能な限り環境保全に配慮した事業計画を示します。また、既存情報、関係機関等との協議から得られた情報を元に、調査・予測・評価を実施し、風力発電機の位置等の事業計画を見直し、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減するようにします。事業の位置・規模等の検討経過等について、方法書第7章に記載します。</p>	<p>・配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。</p> <p>⇒設置台数の縮小（15基→14基）、開発面積の縮小（約553.1ha→385.7ha）</p> <p>P2-2-8(10)：工事計画の具体的提示</p> <p>P2-2-12(14)～P2-2-14(16)：環境配慮事項の提示（例、低騒音型の建設機器の採用、濁水処理方法の検討など）</p> <p>・事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載すること。</p> <p>⇒P7-2-24(415)：第7章にて説明。</p>
2	<p>(2)本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。</p>	<p>地域情報、事業計画、各環境要素の調査・予測・評価結果を勘案し、適切な影響範囲を設定し、当該住民、土地所有者、事業者等の関係者に対して、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、環境影響評価法の主旨に則り、今後事業の進捗に応じて、方法書縦覧時等各段階において、地域に合致した周知方法により、適切な時期・適切な内容で地域住民からの意見を聴取する機会を設定します。なお、当該地域住民等に対して丁寧かつ誠意ある説明及び対応を行い、十分な理解が得られるよう努めます。</p>	<p>・対地域住民</p> <p>⇒方法書の説明会：気高町(9/29)17名、鹿野町(9/30)14名、青谷町(9/30)54名が参加</p> <p>青谷町山根地区個別事業説明会(9/18)：参加者約40名</p> <p>今後予定されている事業説明会：青谷町蔵内地区(11/19)、気高町会下地区(12/23)</p> <p>今後も近隣地区の区長を中心に繰り返し説明に赴き、地区単位での説明会実施の意向を確認していく。説明会においては分かりやすく丁寧且かつ誠意ある説明を行う。不安感や懸念点の声には誠意をもって傾聴し、適切な説明・対応によって、今後理解を得られるよう努める。</p> <p>・対土地所有者</p> <p>⇒個別に事業概要を説明済み(8月,9月)。今後も繰り返し赴き、分かりやすく丁寧且かつ誠意ある説明をして理解を得ていくよう努める。</p> <p>・事業者等</p> <p>⇒鳥取いなば農業協同組合 畜産課に事業概要を説明済み(10/25)。</p> <p>今後、病院等の福祉施設等に対しても説明し、理解を得ていくよう努める。</p>
3	<p>(3)環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺には特に配慮すべき施設や人の存在として、医療・福祉施設、教育施設、残したい音風景に選定された「因州和紙の紙すき」等が存在することから、必要に応じて専門家の意見も踏まえた調査・予測・評価方法の選定根拠について、方法書第6章に具体的に記載します。</p> <p>なお、事業の進捗過程で重大な環境影響が確認された場合は、事業性を総合的に検討して、計画を再考します。</p>	<p>・各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について</p> <p>⇒P6-2-16(316)：騒音の評価指標については、風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環水大大第1705261号平成29年5月26日）とした(10.評価の手法)。</p> <p>P6-2-18(318)：低周波音については、超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル（ISO-7196）とした(10.評価の手法)。</p> <p>専門家として、中外テクノス㈱に検討を依頼している。</p> <p>・環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。</p> <p>⇒P7-2-25(416)：原則、至近民家が500m以内にならないよう配置を想定。</p> <p>15基→14基に縮小(至近民家が500m以内となるため)</p>
4	<p>(4)事業実施想定区域のA地区及びB地区に挟まれる地域においては、両地区それぞれに風車が建設された場合、それぞれからの影響を複合的に受けることが懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を実施すること。</p>	<p>事業実施想定区域のA地区及びB地区に挟まれる地域では騒音(低周波音含む)、影の影響等が複合的な影響の可能性がことから、地域情報、事業計画等を元に適切に調査・予測・評価を実施します。</p>	<p>・複合影響について</p> <p>⇒P6-2-16(316)：騒音については、「6.予測の基本的手法」に、複合影響について記載。</p> <p>P6-2-18(318)：低周波音については、「6.予測の基本的手法」に、複合影響について記載。</p> <p>P6-2-30(330)：風車の影については、「8.予測地点」に、「調査地域内の住居等とする」と記載。</p>

表 7.1-1 鳥取県知事の意見に対する事業者の見解

No.	鳥取県知事意見	事業者の見解	方法書における具体的な反映
5	<p>2 個別的事項</p> <p>(1)騒音及び超低周波音</p> <p>事業実施想定区域周辺には、複数の住居が存在し、また学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設が存在しており、風力発電機の稼働に伴い発生する騒音及び超低周波音によるこれらへの重大な影響が懸念される。事業計画の検討に当たっては、適切に環境影響評価を実施し、可能な限り風力発電機と住居等との離隔距離を確保すること、また低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。</p> <p>また一部の地域は二つの事業実施想定区域 A 地区及び B 地区に挟まれる形となることから、騒音及び超低周波音等による生活環境への複合的な影響について適切に予測及び評価を行い、風力発電施設の位置等の検討を行うこと。</p> <p>さらに、事業実施想定区域の周辺では、環境省が選定した「残したい日本の音風景 100 選」として「因州和紙の紙すき」が選ばれており、このような地域の音環境の保全も考慮して予測評価の指標を検討すること。</p>	<p>複数の住居や学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設に対する騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避・低減するために、風力発電機との離隔距離をなるべく大きくするとともに、工事中は低騒音型の建設機械を使用します。</p> <p>また、A 地区及び B 地区に挟まれる地域では騒音及び超低周波音が複合的な影響の可能性があることから、地域情報、事業計画等を元に適切に調査・予測・評価を実施し、重大な影響が予測された場合には、影響の回避・低減する風力発電施設の位置等事業計画を再検討します。</p> <p>なお、「残したい日本の音風景 100 選」として環境省に選定された「因州和紙の紙すき」への騒音の影響については、伝統工芸である紙すきの場の保全という見地から、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省 平成 29 年 5 月 26 日）に示される指針値を参考に検討します。</p>	<p>・事業計画の検討 ⇒P7-2-24(415)～P7-2-25(416)：前述のとおり、風力発電機の位置を至近民家より 500m 以上とし、設置機数を 15 基→14 基と縮小。</p> <p>・影響を最大限回避又は低減する計画とすること ⇒P2-2-12(14)：低騒音型建設機械の採用を記載。 P7-2-22(413)：「表 7.2-5(1)留意事項への対応方針」において、「風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、住居等から可能な限り離隔を確保した。その上でも重大な影響を回避できない場合には、設置基数の削減等の事業計画の見直しを行うこととする。」と記載。</p> <p>・複合的な影響について ⇒P6-2-16(316)：前述のとおり、騒音については、「6. 予測の基本的手法」に複合影響について記載。 P6-2-18(318)：低周波音については、「6. 予測の基本的手法」に、複合影響について記載。</p> <p>・地域の音環境の保全 ⇒P3-1-14(31)及び P3-2-18(155)：地域資源として、「因州和紙の紙すき」について記載。 P6-2-16(316)：予測評価の指標については、前述のとおり、騒音は「10. 評価の手法」に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環水大大第 1705261 号平成 29 年 5 月 26 日）との整合性が図られているかどうかを検討する。」と記載。 P6-2-18(318)：低周波音は、「10. 評価の手法」に「超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル（ISO-7196）と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。」と記載。</p>
6	<p>(2)水環境</p> <p>事業実施想定区域周辺には二級河川である日置川、河内川、勝部川などが存在し、また早牛水源地や蔵内水源地等の水道水源のほか、バイカモの群生地となっている布勢の清水など県内有数の湧水も存在している。事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源、湧水等に影響を及ぼすことのないよう、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。</p>	<p>水源として利用されている沢水、湧水、地下水について、ヒアリング、現地踏査及び調査等から得られた地形及び地質情報から、予測・評価を行い、可能な限り影響を回避・低減するような事業計画を検討します。</p>	<p>・河川水や水道水源、湧水等に影響を及ぼすことのないよう、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。 ⇒事前確認によって、一部の湧水場所等を確認し、そのうち、1 地区で地区住民（2 人）にヒアリングを実施。 P2-2-12(14)～P2-2-13(15)：濁水発生防止策を記載。 P6-2-23(323)～P6-2-24(324)：降雨時濁水調査の実施を記載。 P6-2-25(325)：調査、予測及び評価の手法を提示。事前確認した一部の湧水場所以外での新たな確認のための調査を計画。測定項目として、pH、電気伝導度、濁度の測定を計画。</p>
7	<p>(3)重要な地形及び地質</p> <p>事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、「重要な地形及び地質」について影響を受けるおそれがある環境要素として選定し、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。</p>	<p>方法書の「第 3 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況」のうち、重要な地形及び地質の状況に山陰海岸ユネスコ世界ジオパークを記載します。また、「第 6 章 環境影響評価の項目の選定」において、重要な地形及び地質を選定し、調査・予測・評価を行います。</p>	<p>・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリア ⇒山陰海岸ジオパークの有識者（3 人）にヒアリングを実施。 P6-1-6(299)表 6.1-5(2)：選定理由を記載。 P6-2-29(329)：調査、予測及び評価の手法を提示。</p>
8	<p>(4)風車の影</p> <p>事業実施想定区域の地形は最も高いところで B 地区で 328m、A 地区で 258m の標高となる小起伏山地となっており、風力発電機は住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。</p>	<p>住居周辺の地理的状況等を調査し、事業計画に基づく予測・評価を行い、可能な限り影響を回避・低減させる事業計画の検討を行います。</p>	<p>・影響を最大限回避又は低減する計画とすること。 ⇒P3-2-20(157)、P7-2-27(418)：住居との地理的状況、距離関係を整理したうえで、14 基の配置位置を想定。</p>

表 7.1-1 鳥取県知事の意見に対する事業者の見解

No.	鳥取県知事意見	事業者の見解	方法書における具体的な反映
9	<p>(5)動物、植物、生態系</p> <p>事業実施想定区域内には、自然植生のスダジイ群落が存在し、付近には猛禽類の生息情報も得られている。加えて「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施 区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。</p>	<p>地元住民、専門家の意見を踏まえ、十分な調査範囲、調査時期等を設定し、動物・植物・生態系の調査・予測・評価を実施し、可能な限り影響を回避・低減させる事業計画の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生のスダジイ群落(植生自然度 9)が存在 ⇒P7-2-24(415)～P7-2-25(416)：事業実施対象区域から除外。 ・現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。 ⇒P6-2-70(370)～P6-2-75(375)：専門家(6人)にヒアリングを実施。 P6-2-31(331)～P6-2-32(362)：具体的な調査、予測及び評価の手法を掲載。動植物の調査範囲は対象事業実施区域から 300m(猛禽類は 1,5km)を設定。
10	<p>(6)景観</p> <p>鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。</p> <p>また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。</p> <p>加えて、主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含め、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。</p>	<p>景観については、鳥取市景観計画に示される「良好な景観形成に関する方針」に準拠し、事業計画を検討します。また、行為の制限に関しては、外観、色彩、素材、緑化(市域全域(景観計画重点区域を除く))について、鳥取市都市整備部都市環境課等と事前協議を行い、関係機関と協議の上、進めます。</p> <p>眺望景観においては、当地域が山陰ユネスコ世界ジオパークに認定されていることから、代表的な鹿野城跡公園とその城下町等からの眺望変化について、予測・評価し、環境保全措置を検討します。</p> <p>なお、対象事業実施区域周辺の民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設を眺望視点として選定し、景観の予測・評価を実施し、その結果を事業計画に反映します。また、夜間景観についても、予測・評価を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。 ⇒P6-2-64(364)：評価の手法において、「景観法」及び「鳥取市景観計画」との整合性について検討する。なお、山陰海岸ジオパーク認定の理念との整合性についても検討する。」と記載。 ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。 ⇒P6-2-65(365)：主要な眺望点として調査位置を設定。 ・日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観 ⇒P6-2-63(363)、P6-2-65(365)：日常利用地点からの眺望点 19 地点を設定。 ・日中のみでなく夜間における景観 ⇒P6-2-64(364)：調査期間として、「風力発電機の視認性が最も高まると考えられる日として、好天日 1 日とする。なお、現地調査日は地元への聞き取りも参考にする。」と記載。
11	<p>(7)文化財</p> <p>事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また事業実施想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。</p>	<p>方法書作成段階では対象事業実施区域内に、埋蔵文化財を含めて文化財は確認しておりませんが、工事開始前に、鳥取市教育委員会文化財課、鳥取市埋蔵文化財センター等、関係機関と協議及び調整を行います。また、工事開始後、埋蔵文化財が確認された場合は、同機関と逐一、協議を行い適切な対応をします。</p>	<p>⇒周知の埋蔵文化財包蔵地を回避し、風力発電機の設置位置を設定。関係各課(鳥取市教育委員会文化財課)と協議済み(6/29, 7/25, 8/15)。対象事業実施区域内に未知の埋蔵文化財の可能性を指摘されているため、工事計画検討の際に留意する。</p>
12	<p>(8)事業地の選定</p> <p>事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。</p>	<p>水源かん養、災害防止、埋蔵文化財の保存等について、風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域は極力除外します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林 ⇒対象事業実施区域内には、鳥取県保安林管理図(平成 12 年 3 月, 鳥取県)で確認したところ、水源かん養保安林は存在しない。関係各課(鳥取県森林づくり推進課)と協議済み(10/25)。 ・土砂崩壊防備保安林 ⇒事業実施想定区域内の土砂崩壊防備保安林の正確な位置を確認するため、設置位置が関係各課(鳥取県森林づくり推進課)と協議中(10/25～)。 ・砂防指定地 ⇒P7-2-24(415)～P7-2-25(416)のとおり、配慮書段階に含んでいた砂防指定地を除外。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ⇒周知の埋蔵文化財包蔵地を回避し、風力発電機の設置位置を設定。関係各課(鳥取市教育委員会文化財課)と協議済み(6/29, 7/25, 8/15)。対象事業実施区域内に未知の埋蔵文化財の可能性を指摘されているため、工事計画検討の際に留意する。